

# 印西市水道事業告示第9号

## 印西市水道料金の漏水等に係る減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市水道事業給水条例(昭和56年条例第14号。以下「条例」という。)

第35条の規定により水道料金を減免する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計量水量 量水器により計量した料金算定の基準となる期間の水量
- (2) 基準水量 過去1年間の平均使用水量(これによりがたいと認められるときは、適切と思われる算定方法により算出した水量)
- (3) 更正水量 計量水量から減免すべき水量を差し引いた水量
- (4) 漏水限度水量 基準水量の3倍の水量

(減免の対象)

第3条 水道料金のうち従量料金は、次の各号のいずれかに該当する場合減免することができる。

ただし、使用者等が給水装置の適切な維持管理を怠ったと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 埋設給水管による地下漏水であって地表から容易に確認できないと認められるとき。
- (2) 床下、壁体の建物隠蔽部分に係る漏水で外部から容易に確認できないと認められるとき。
- (3) 給湯器からの漏水で発見が困難と認められるとき。
- (4) 水道工事、給水制限等により濁水が計量水量に含まれていると認められるとき。
- (5) その他特別な理由があり減免を必要とするとき。

(減免の申請期限)

第4条 料金の減免を受けようとする者は、減免の事由となる事実を確認した時から2月以内に

水道料金減免申請書(別記第1号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、前条第4号の場合は、この限りでない。

(減免の基準)

第5条 減免の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、印西市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合を除く。

- (1) 第3条第1号から第3号までに該当するときは、次の算式による。ただし、計算後の更正水量が漏水限度水量を超える場合は、漏水限度水量とする。

$$\text{更正水量} = \text{基準水量} + \frac{\text{計量水量} - \text{基準水量}}{2}$$

- (2) 第3条第4号に該当するときは、次の算式による。

$$\text{更正水量} = \text{計量水量} - (\text{排水時間} \times 2 \text{ 立方メートル} \times \text{排水蛇口数})$$

(減免の通知)

第6条 水道料金を減免したときは、当該申請者に水道料金減免通知書(別記第2号様式)により

通知するものとする。ただし、第3条第4号により水道料金を減免したときは、その状況に応じて適宜関係者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。